

報告第2号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科5230番地1先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月27日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]
氏名 所有者 [REDACTED]
運転者 [REDACTED]

2 事故の概要

令和2年12月17日、安曇野市豊科の県道を公用車が走行中、前方の相手方車両が停止し始めたためブレーキをかけたが、路面の凍結によりスリップし相手方車両に追突したことによる自動車事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失100%とする。よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として33,751円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科田沢 6759 番 1 (犀川白鳥湖進入路) における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 1 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 3 年 1 月 11 日、損害賠償請求者の運転する車両が安曇野市の管理する通路 (犀川白鳥湖進入路) を通過した際、路面上の穴ぼこに右フロントタイヤを落とし、盛り上がった路肩部に右フロントスポイラーが接触、損傷した。

3 和解及び損害賠償の内容

本事故の原因は、安曇野市の管理する施設の瑕疵によるものであるが、運転者の前方不注意の過失もあるため、運転者の過失 50% を相殺した 44,567 円を損害賠償金として支払う。

なお、本件和解に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第4号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科七貴 8410 番地先の市道明科 1110 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 19 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 東京都中央区銀座 2 丁目 16-10
氏名 ヤマト運輸株式会社

2 事故の概要

令和 2 年 12 月 23 日、損害賠償請求者の会社の従業員が運転する軽貨物自動車が、市道の横断側溝の上を前輪が通過した際、グレーチングが跳ね上がり、トランスミッションが破損したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 135,289 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。